

商品改定により補償内容等が変更となります。主な変更点をご案内いたしますので、変更内容をご確認ください。

(1) 疾病手術補償における花粉症手術の対象外化

- ・花粉症の治療として行われる鼻焼灼術は、出血の少ない簡易な手術であり、花粉症患者は毎年行うこともあることを踏まえ、疾病補償において、鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）を疾病手術補償の対象外とします。
- ・なお、傷害補償については、補償の対象となる手術に変更はありません。

(2) 「がん診断保険金補償」の改定（再発・転移がんの補償対象化等）

- ・原発がん以外にも、再発がんおよび転移がんを新たに補償対象とし、加えて、がんについて診断保険金の通算支払限度回数規定を緩和します。
- ・通算支払回数は、がん部分は1年に1回の限度となります。（がん以外は、同一疾病につき通算1回ずつの限度。）

(3) 「みなし通院」の補償改定

- ・実際に通院しない場合でも、傷害を被った部位を固定するためにギプス等の固定具を常時装着した場合、通院したものとみなす取扱い（みなし通院）を実施していましたが、そのみなし通院における補償を以下の通り改定。
- ・ギプス等の定義を限定列举とすることで明確化。なお、本改定により「デゾー固定（包帯）」「硬性コルセット」については、ギプス等の対象ではなくなり、みなし通院の対象外となります。
- ・対象となるギプス等の装着部位に「顎骨・顎関節」を追加します。
- ・固定部位が受傷部位である要件を削除し、直接受傷部位を固定していない場合でも、対象となる部位を固定していれば「みなし通院」として取り扱います。

(4) 「先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約」における一部負担金の補償対象外化

- ・「先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約」の患者申出療養費用において、下図の②部分を補償対象外とします。

（現行：以下の①・②を補償対象⇒改定後：以下①を補償対象）

①先進医療等の技術料	基礎的療養部分		
	一部負担金（3割）		④保険外併用療養費（7割）
	②	③高額療養費による払い戻し部分	

①：健康保険の適用外となる先進医療等の技術料

②：一般の保険診療と共通する部分（診察・検査・投薬・入院料等）の自己負担費用

③④：健康保険の適用対象となる費用

(5) 携行品損害特約の補償対象となるモノの改定および免責事由の追加

- ・携行品損害特約において、下記2点の変更を行います。
- ①補聴器を補償対象とする。
- ②免責規定に、以下の事由を追加する。
 - ✓ 被保険者、被保険者側に属する者の労働争議による損害
 - ✓ 使用人、親族による窃盗、強盗、背任等による損害（火災または破裂・爆発によって発生した損害を除く）

(6) ゴルファー賠償責任補償特約におけるゴルフカート損壊の補償対象化

- ・これまでは保険金支払対象外だった「ゴルフ場敷地内において、自身が運転等を行うゴルフカートを損壊させてしまったことによって負担する法律上の損害賠償責任」について、お客さまからのニーズを踏まえ保険金の支払対象とします。

コロナ禍や直近の医療状況、物価上昇等を踏まえ、保険料を改定させていただきます。
疾病補償等一部の補償項目で保険料改定を行っておりますので、契約内容をご確認ください。

承認年月 2025 年 9 月